

障害者の雇い入れや雇用の継続のために取り組む事業主等を支援します

障害者雇用納付金 関係助成金

のごあんない

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）では、障害者の雇い入れや雇用の継続のために必要となる施設・設備の設置や雇用管理の措置に取り組む事業主等に各種助成金を支給しています。

障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設、作業を容易にするために配慮された作業設備の、設置や整備を行う場合に支給します。

▶第1種作業施設設置等助成金

作業施設等の設置や整備を、工事や購入で行う場合に支給します。

◆助成率：費用の3分の2

▶第2種作業施設設置等助成金

作業施設等の設置や整備を、賃借で行う場合に支給します。

◆助成率：費用の3分の2

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行う場合に支給します。

＊【ジョブコーチ】障害者の就職・定着のための支援を実際の職場で行う専門職です。

▶訪問型職場適応援助者助成金

訪問型ジョブコーチによる支援を実施した場合に助成します（支援を受ける側への助成はありません。）。

◆助成額：1日8千円から1万6千円

ジョブコーチ養成研修受講料の2分の1

▶企業在籍型職場適応援助者助成金

企業在籍型ジョブコーチの配置を行い、雇用する障害者の支援を行う事業主に助成します。

◆助成額：月3万円から12万円

ジョブコーチ養成研修受講料の2分の1

重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用するために必要な事業施設等の設置や整備を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。＊申請には事前相談が必要です。

◆助成率：費用の3分の2

障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障害者を雇用している事業主またはその事業主の加入している事業主の団体が、障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

◆助成率：費用の3分の1

障害者介助等助成金

障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な以下の介助等の措置を行う場合に支給します。

▶職場介助者の配置または委嘱助成金

職場介助者を配置または委嘱する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金

上記の支給期間の終了後引き続き措置を実施する場合に支給します。◆助成率:費用の3分の2

▶手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱した場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶障害者相談窓口担当者の配置助成金

障害者の合理的配慮にかかわる相談等に応じる方を増配置または外部委託する場合に支給します。

◆助成額:『増配置』月1万円から8万円、養成研修受講料の3分の2 『外部委託』費用の3分の2

▶職場復帰支援助成金

中途障害等で休職した方の職場復帰に必要な措置を実施する場合に支給します。

◆支給額:月4万5千円から6万円、職務開発のための講習受講料の場合は半年で2万円から12万円

▶職場支援員の配置または委嘱助成金

職場定着の援助や指導を行う職場支援員を配置または委嘱する場合に支給します。

◆支給額:『配置』月1万5千円から4万円 『委嘱』1回1万円

▶重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金*事前に市町村等への事業実施の確認・相談が必要です。

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務に必要な支援をサービス事業者に委託する場合に支給します。◆助成率:費用の5分の4から10分の9

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

▶重度障害者等用住宅の賃借助成金

支給対象となる障害者用の住宅を賃借する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶指導員の配置助成金

支給対象となる障害者用の住宅に指導員を配置する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶住宅手当の支払助成金

他の労働者への住宅手当の限度額より多く障害者へ住宅手当を支払う場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶通勤用バスの購入助成金

障害者(5人以上)のための通勤用バスを購入する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

障害者(5人以上)のための通勤用バスの運転手を委嘱する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶通勤援助者の委嘱助成金

障害者の通勤(公共交通機関を利用する通勤に限ります。)を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者を委嘱する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶駐車場の賃借助成金

自ら運転する自動車通勤することが必要な支給対象障害者に使用させるための、駐車場を賃借する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶通勤用自動車の購入助成金

自ら運転する自動車通勤することが必要な支給対象障害者に使用させるための、通勤用自動車を購入する場合に支給します。◆助成率:費用の4分の3

▶重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金*事前に市町村等への事業実施の確認・相談が必要です。

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の通勤援助(公共交通機関の利用に必要な援助)をサービス事業者に委託する場合に支給します。◆助成率:費用の5分の4から10分の9

■助成金についてのお問い合わせ先■

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

[窓口検索]<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

[助成金を詳しく知る]<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



らしく、はたらく、ともに

福井支部高齢・障害者業務課

TEL 0778-23-1021

〒915-0853

越前市行松町25-10